

平成30年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県立学校実習助手を志望する者について、平成30年度採用に当たっての選考資料とするため、これを実施する。

2 求められる実習助手像

実験又は実習に関する専門的な事項について、教諭の職務を助けることのできる知識と実践的指導力を持ち、かつ、職務に対する使命感にあふれる者

3 選考対象（採用予定者数）及び職務の内容

志望種	採用予定者数	職務の内容
工業（機械） 実習助手	1人	工業（機械）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
工業（電気） 実習助手	1人	工業（電気）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
農業実習助手	1人	農業に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
水産（機関） 実習助手	1人	水産（機関）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
水産（航海） 実習助手	1人	水産（航海）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
合計	5人	

※ 各志望種において同一の試験を実施するが、障がい者については願書の記載事項を審査の上、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。

4 受験資格

次の①から④までの全ての要件を満たすとともに、志望種ごとに⑤から⑨までのいずれかの要件を満たす者に限る。

- ① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- ② 昭和52年4月2日以降に生まれた者
- ③ 県内のどこにでも赴任できる者
- ④ 自力で通勤が可能であり、かつ、介助なしに実習助手としての職務遂行が可能なる者
- ⑤ 工業（機械）実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者
- ⑥ 工業（電気）実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者
- ⑦ 農業実習助手を志望する者は、農業に関する学科の高等学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者
- ⑧ 水産（機関）実習助手を志望する者は、水産に関する学科の高等学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者であり、かつ、3級以上の海技士（機関）の海技免許を現に所有している者又は平成30年3月31日までに取得見込みの者
- ⑨ 水産（航海）実習助手を志望する者は、水産に関する学科の高等学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者であり、かつ、3級以上の海技士（航海）の海技免許を現に所有している者又は平成30年3月31日までに取得見込みの者

(参考) 地方公務員法 (抜粋)

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法等

願書受付期間 平成29年11月17日(金) から12月1日(金) まで(土曜、日曜日及び祝日を除く。)

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による 場合	・5(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8:30~17:15とする。
②郵送による 場合	・簡易書留とし、封筒の表に「 実習助手願書在中 」と朱書きすること。 ・平成29年12月1日(金)の消印のあるものまで有効とする。

(2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班

郵便番号 870-8503 電話 (097)506-5518

(3) 提出書類

	提出物	注意事項等
①	願 書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
②	受 験 票	・必要事項を記入すること。
③	返信用封筒 2枚 (「受験票送付用」及び 「第1次試験結果通知用」)	・82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること(宛名は「〇〇様」とすること)。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付き封筒とする(両面テープ貼付可)。

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 願書と受験票は切り離さないこと。

ウ 願書及び受験票は、大分県教育委員会のホームページ
(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) から入手できる。

エ 受験料は不要である。

オ 障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること

(4) 志望種等

出願する志望種は、工業(機械)実習助手、工業(電気)実習助手、農業実習助手、水産(機関)実習助手又は水産(航海)実習助手のいずれか一つとすること。併願はできない。また、出願後の志望種の変更は認めない。

(5) 受験票の交付

平成29年12月8日(金)頃本人宛て発送する。平成29年12月14日(木)を過ぎても受験票が届かない場合は、5(2)の書類の提出先まで連絡すること。

6 第1次試験

(1) 期 日

平成29年12月23日（土）

(2) 試験場

大分県庁舎新館14階 大会議室（大分市大手町3丁目1番1号）

（注意）ア 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

イ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

(3) 日程及び試験内容

時 間	試験等	内 容 等
9:00	入室完了	・試験室には8:30から入室可
9:00～ 9:20	出欠確認、諸注意	
9:20～10:20	教養試験	・基本的な一般教養
10:50～11:50	専門試験	・志望種についての専門的な知識及び技能

（注意） 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。

(4) 携行品

	携行品	注意事項等
①	受 験 票	
②	筆記用具	・黒鉛筆又はシャープペンシル（HB程度）、消しゴム
③	時 計	・計時機能だけのものに限る。

(5) 試験結果

① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の4倍とする。

なお、合格ラインの範囲内であっても成績が著しく低い場合は、合格者とししない。

※ 合格ライン：採用予定者数の4倍

※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40%（150点満点中60点）以下に該当する場合

② 第1次試験の結果は、平成30年1月16日（火）（予定）午前9時、大分県庁舎本館1階の県掲示板（県民室横）に第1次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第1次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載する。

③ 第1次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）に掲載する。

7 第2次試験

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。

(1) 期 日

平成30年1月31日（水）

(2) 試験場

大分県教育センター（詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。）

（注意） 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

(3) 試験内容

試 験	内 容 等
面 接 I	職務に関する口頭試問
面 接 II	人物評価に関する個人面接

(4) 試験結果

第2次試験の結果は、平成30年2月9日（金）（予定）午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に第2次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第2次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載する。

なお、採用予定数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合は、合格者とししない。

※ 成績が著しく低い場合：第2次試験の得点率が40%（250点満点中100点）以下に該当する場合

8 各試験の配点

試験	第1次試験(150点)		第2次試験(250点)	
	教養試験	専門試験	面接Ⅰ	面接Ⅱ
配点	50点	100点	100点	150点

（注意） 第2次試験の合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合成績により決定する。

9 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、第1次試験及び第2次試験の得点及び総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。

10 合格者の行う手続等

第2次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出すること。詳細は、第2次試験合格者に対して通知する。

11 採用

- (1) 選考試験の合格者は、平成30年4月1日付けで採用するものとする。
- (2) 選考試験の合格者であっても、大分県教育関係職員健康診断審査会の結果、「就労不可」と判断された場合は採用しない。
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、実習助手としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

12 その他

- (1) 携帯電話等は、試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。
- (2) 過去の試験問題等は、以下の場所で公開している。
大分県情報センター（大分県庁舎本館1階） 電話（097）506-2285
郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
問い合わせ 9:00～17:00（土曜・日曜日及び祝日を除く。）

【問い合わせ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097-506-5518

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>